

仕 様 書

1 委託業務名

療養費等の支給申請書点検業務委託

2 業務の目的

柔道整復師の施術の療養費について、長期・頻回・多部位施術・部位ころがし・医科重複などと思われるものを抽出する。また、被保険者に対して健康保険を使用した整骨院等への正しいかかり方を周知するための啓発文書を作成する。疑義があつて返戻すべきものを抽出するとともに、啓発文書の送付で柔道整復療養費制度に対する理解を深めてもらうことで、療養費の適正化を図る。

3 履行場所

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 岡山市保健福祉会館他

4 作業場所

業務に着手する前にあらかじめ市に届け出て、了承を受けること。

5 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

6 業務の内容

(1) 内容点検業務

点検を行う療養費申請書（以下「申請書」という）の件数は約2,800件/月程度と見込んでおり、この申請書3か月分（8,500件程度）を1回分の作業として4回行う。（年間点検件数：34,000件程度）

① 配列

点検業務に係る申請書を被保険者番号ごとに配列し、3か月分の縦覧配列を行う。

② 内容点検

点検にあたっては、次の内容に留意のうえ実施すること。

- ・長期施術：3か月を超えて継続して施術を受けている者
- ・頻回傾向施術：月10回以上の施術を継続して受けている者
- ・多部位施術：3部位以上施術を受けている者
- ・部位ころがし：転帰・部位にかかわらず3か月を超えて同一施術所で施術を受けている者
- ・医科レセプトと突合を行い重複受診にあたる者
- ・その他：上記内容以外の事項で委託者が指定する抽出条件に該当する者

当該業務に従事する者は、医療保険制度を熟知しており、申請書の各項目について十分に理解していること。

医科レセプトは申請書の有る者のみを抽出したものを提供する。

③ 疑義抽出

内容点検において疑義があつた場合は、疑義対象者リストを作成し、委託者に提出すること。

リストの様式については受託者の任意とする。

申請書の記載内容に不備がある場合は、内容に応じて委託者が指定した様式の返戻付箋・再審査依頼書を作成すること。

(2) 啓発文書の作成

① 枚数：1, 000枚

② 納品期限予定：令和8年7月頃

委託者が患者に送付することを目的とした、健康保険を使用する際の整骨院等への正しいかかり方について周知するチラシ（A4版・カラー・三つ折り）の作成。記載内容・レイアウトは、委託者からの修正依頼を反映させながら完成させること。

(3) 成果物の提出

本業務の成果物として、以下のものを提出すること。

① 申請書点検に係る疑義リスト

② 啓発文書

③ 返戻申請書一覧

④ 返戻付箋等及び申請書

7 委託業務に係る作成予定数量と作業時期及び作業場所

(1) 対象申請書件数概算

約2, 800枚/月

1回の作業で、

約2, 800×3か月分＝8, 500（枚）

（年間点検件数：34, 000件程度）

(2) 点検作業予定

① 1回目：令和8年 5月中旬～

令和7年12月～令和8年2月施術分（令和8年1月～3月審査分）

② 2回目：令和8年 8月中旬～

令和8年3月～5月施術分（令和8年4月～6月審査分）

③ 3回目：令和8年10月中旬～

令和8年6月～8月施術分（令和8年7月～9月審査分）

④ 4回目：令和9年1月中旬～

令和8年9月～11月施術分（令和8年10月～12月審査分）

※作業日程は契約後決定する。

(3) 作業場所

着手する前にあらかじめ市に届け出て、了承を受けた場所で作業を行うこと（国保年金課で作業を行う場合を除く）。

作業場所を変更する場合は変更前に市に届け出て了承を受けること。

(4) 申請書の貸し出し

点検を行う申請書については1回での点検を行う3か月分をまとめて貸し出すこととする。

貸出期間は市より受け取った日から1回の作業終了まで(2か月程度)とする。何らかの理由により作業が終わらず再度貸出が必要な場合は別途相談すること。

申請書を取りに来るときは必ず受託者が2人以上で来ること。返却時も同様とする。

※運送業者に運搬を依頼する場合は運送業者と一緒に受託者が来ること。

8 個人情報の取扱い

(1) 本業務における個人情報記録媒体搬送責任者、目的物搬送責任者、機械操作責任者、データ保管責任者等、各部門(統括)責任者を定め、情報記録媒体の保管管理及び個人データに係る業務を行う場所に関する入退管理を定めた社内の管理体制と併せて、市へ事前に文書で提出すること。

(2) 別紙「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。

(3) 各種データのうち、個人情報に係るものの受渡しについては、岡山市役所保健福祉会館9階国保年金課において、媒体を手渡しする。

9 その他

(1) 作業により生じた成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は市に帰属する。

(2) 委託料については、全ての業務完了後、受託者から提出された完了通知書を受け、市が委託の完了を確認・検査後に支払うものとする。

(3) 仕様書に記載がない事項については、市と協議すること。